

一、任職と代表役員の地位

谷 口 知 平

(龍谷大学)

宗教法というものはどういうものであるかよくわからぬながらとにかく一般に宗教法といわれているものを民法の立場からやろうと思つてからはや五年ほどたちました。

余り専心的に研究したわけでもございませんけれども、民法の技術的解釈学だけでは甚だ物足らず、歴史・社会学・宗教学など諸方面の知識がないと、とうてい本當の宗教法の解釈はできないのではないかと考えるようになりまし
た。これからこのような学会において、法律学者だけでなく、社会学者なりあるいは歴史制度史の先生方などのい
ろいろの御報告や、宗教界における様々の法的な問題を教えていただく機会ができて、本當の研究ができれば幸い
だと思つている次第でございます。今日の創立總會には、報告がないとカッコがつかないということもありましてお
引き受けした次第ですが、実は大分昔、比較法学会が創設されました時にも、私が「ソヴェト法とアメリカ法」とい
うようなことをお話したことを思い出します。恒例によると何か報告があるものですから、応急的にそのような役を
ひきうけさせていただいたというようなわけであります。

さて、最近にひきつづいて最高裁判所が、任職の地位と代表役員の地位をめぐる紛争において、どこまで、裁判所が判断ができるか、という問題について、ある程度明確な解釈論を判示されました。代表役員の地位の確認請求について、任職がすなわち代表役員になるというような宗教法人規則があります場合でも、その代表役員の地位は確認の対象になるのだといわれる。しかし、任職の地位そのものは、司法判断に服しない、いわゆる、裁判所法第三条による裁判事項ではないという一つの理論がだされました。すなわち、いわゆる銀閣寺事件、それから最近の種徳寺事件、本門寺事件と続いて、だいたい同じような趣旨で判決の論理が構成されております。それから、沖繩の門沖墓事件も大変重要であります。これは門中を「権利能力のない社団」と認めるところと、門中の代表者がどれだけの権限があるのかということについて判断を示されたものであります。今まで、権利能力のない社団についての理論があまりはっきりいたしません、代表者による訴訟能力があるというだけであつたのですが、いったい、代表者にどういう権限があるのかということについても或程度判断を示されたように思います。これら宗教関係のものでましたので、民法の立場から宗教関係紛争の研究をするという意味で二、三判例評釈をさしてもりましたので、その事実関係などは省略いたしましたして、その評釈の部分の要点をのべさせていただきます(最高裁昭和五五・一・一民集三四卷一号一頁・谷口知平判批民商八三卷二号九七頁・最高裁昭和五五・二・八谷口知平判批民商八三卷五号一三二頁)。種徳寺事件と申しますのは、種徳寺の任職が、お葬式とか法要など任職のお勤めを怠り、行方不明になったり離婚したりしまして、門徒・檀家に心配をかけ、信徒の間に不評を招きましたが、門徒らはお寺の勤めが充分してもらえないので、不在中など他のお寺の任職を頼んで宗教上の儀式などを代行してもらい境内の樹木を切ったということですので。問題の任職は一時制裁をうけたりしたのですが、なかなか強硬でありまして、檀徒との間の協和ができず、檀徒総代から不信任決議をされまして、宗派の曹洞宗の方から、罷免された(解任された)ということになっています。

そこで、住職の地位を奪われ、名誉を毀損され、住居を取り上げられ、布施収入などを失ったということで、住職の地位の確認と損害賠償の請求を、代行した住職並びに、門徒総代、不信任の署名をした代表者を相手どってしたのであります。曹洞宗の派の方へ最初は請求していましたが、後に種徳寺という法人を被告とし、住職の地位を奪われたことによる寺院の土地、境内などを返還してほしいという、つまり、不動産引き渡訴訟という名目で、訴を起しております。また、檀徒総代や葬式法要などを代行した関係寺院の住職、不信任署名をした門信徒に対しても、損害賠償の請求をしております。

さて、ここでは、まず誰が被告であるかということ、被告適格の問題があります。今日一般には、包括法人たる宗派の規則と、被包括寺院の規則との間に、住職の選任方法についての規則がきまっておりますので、宗派の管長を代表者として宗派に対する住職の地位確認の請求訴訟がなされたのですが、この判決では被包括寺院に対する効力がないというわけで、結局、被包括の寺院そのものの住職が決まったら、それを宗派がその寺の住職に選任するという形になっておるのでありますから、被包括寺院の住職、つまり、代表役員の地位の確認は、被包括寺院そのものを被告とすべきだということが、判例上決まってきたように思われます。さて、住職の地位そのものの確認請求はできない。住職は、単に宗教上の儀式などだけを行う職責資格があるけれども、いろいろな財産的、世俗的な行為は、当然にはできるということになっていないのだから、というわけです。けれども住職の地位に当然ともなつて、財産的な行為もできるということを主張、立証すれば、住職の地位確認請求もできるというような判決の趣旨になっております。言い換えると、住職の地位そのものの確認は、司法裁判所の審査すべきものではないということが、種徳寺事件で宣言され、本門寺事件においても全く同じ理論が踏襲されております。ところが、住職（これは宗教上の地位ですが）が当然に代表役員になるということが宗派と被包括寺院の規則で定まっているときに、その代表役員の地位の確認

はできる。確認するための前提として、任職たる地位があるかないかということ、裁判所が判断できるのだということ宣言されました。しかし、前提としての任職の地位の判断も、その判断が「宗教上の教義の解釈に渡る場合でない限り」という制限付きでできるということでもあります。

これは、本門寺事件でも同様であります。ところが、その教義の解釈にわたる場合ということはどういう意味か。これはなかなかむつかしいと思います。そのようなことをこれらの判決の評釈で明らかにしたいと私は思うのですが、これは紛争の真相が分りませんとできないことでもあります。

真の実情や当事者の欲する目的は弁護士さんが最もよくご存知でしょうが、原告、被告何れの弁護士さんも、それぞれ有利な判断を裁判所にもらうように法律的に事実関係を整理せられ、裁判所はこれらの整理して記述された主張から、総合的に、認定して事実として記述し、その事実関係について解釈論を判示され、それが判例集や、判例報道の法律雑誌に掲載され、私どもは、公けにされた判決記録に載っている事実を、真実として裁判所の解釈を評釈、批評するよりしょうがないので、判例集にも事実関係が細かくのせてありますから、その中から何を重点として摘録するか、判例集所載の記述から背後にある、当事者の真の目的、かくされた事実などを看取るかはやはり評釈者の考えによることであります。私もずいぶん誤った読み方をしているかも知れませんが、直接に判例集を読んでいただくことを願っています。

私なりに判決集などの記載から想像しえた事実を真の事実として、それに基づく判決理由についてしました評釈の概要をお話しさせていただきたいと思う次第でございます。

宗教団体では、執行部と信者との間によく紛争が起ります。神社においても、宮司さんの専横や熱心さのために、宮司さんと崇敬者との間の衝突がありまして、お祭りができないということがあります。あるいは、宮司さんが崇敬

者の寄付を集めて境内地に大きなビルを建てビル経営をしようとするが、そこに住みつかれたら困る、また世襲になつてしまつても困るといふようなことで、崇敬者代表との衝突があつたりします。しかし、お寺の方がわりと多いのでありまして、もちろん、キリスト教関係、その他新興宗教においても少くはありません。ここではお寺について申しあげます。

住職が当然に代表役員になる場合には、住職は宗教上の儀式を行うと同時に経済的、世俗的活動もする権限があります。したがつて経済上の失態をいたしまして、世間の悪評をまねきます。それが原因で、檀信徒から排斥をされて、その宗教団体から、制裁として住職の地位を剝奪されるという結果がおこってくる。そうしますと、住職としてのいろいろな、財産的な地位と名誉をうばわれ、生活の基礎、生計の資を失ふことになりますので、このような宗教団体内部の制裁に対して不服の人々は、裁判所へ救済を求めてこられることとなりますのが、住職と門信徒の間の紛争の一つの類型であるうと思ひます。

ここでは、訴訟当事者、原告、被告となる者は誰かという訴訟当事者資格の問題があり、また、損害賠償請求など民事訴訟による救済の訴につきまして、裁判所の審査権限があるかどうか。あるとしまして、その範囲がどうかであるかという点につきまして、非常に不明なところが多かつたように思ひます。この種徳寺事件の判決は、一応これらの点につきまして、最高裁の解釈理論を示されたものであつて、宗教法人法の運用について指導的な地位をもつてゐるものであらうと思ふのであります。この住職の地位そのものの確認を求める訴えというものは、住職たる地位が、宗教法人たる寺院の代表役員たりうる前提資格になつてゐる時でも、ゆるされないとつてゐる。種徳寺の住職 X 氏は、曹洞宗の管長名をもつて、宗派より、住職罷免の処分をうけましたけれど、宗派の宗則によると、住職たるものが被包括寺院の代表役員になるので、種徳寺の代表役員たる地位を失ひ、生計の道をたたれたといふこと

を理由にして、宗則による適正な手続を経ないでなされた罷免で無効であることを根拠に曹洞宗(包括法人たる宗派)を被告として、罷免無効、従って住職たる地位すなわち、代表役員たる地位存在の確認を求めておられる。これが第一審の申立てであります。ところが、この訴えは、仮りに原告の請求が認められなくても種徳寺との間に既判力を生じないのだから、種徳寺の代表者の地位をめぐる関係当事者の紛争を根本的に解決できず、即時確定の利益を欠くという理由で却下されました。そこで控訴審では、宗教法人種徳寺の住職たる地位にあることの確認請求を新しく追加しました。そして、控訴審は次のように判決しました。すなわち曹洞宗では、住職たる地位と、代表役員たる地位とは、不可分離の關係にあり、住職任免権は、曹洞宗の有する固有の権限であって、住職の地位は、法律上の地位であるけれども、曹洞宗では、住職の任免は、住職任免規程により、管長が寺院の申請により行っており、種徳寺の代表役員は、曹洞宗の宗制によってその寺院の住職の職にある者をもってあてると種徳寺の規則にある。けれども宗則による住職は宗教活動の主宰者たる地位にすぎないから、住職のみが種徳寺では代表役員となりうると寺院規則には定められているけれども、宗教的活動以外の事項、特に財産的活動については、独特の権限があるとの主張、立証がないので、一見住職の行為とみられるようなもの、代表役員たる地位に基づくものに他ならない。種徳寺を相手方にして、その代表役員たる地位の確認を求めれば、財産活動の代表資格が確認されて、住職罷免の当否にかかわらず、曹洞宗としても、それを認めないわけにはいかないから、その確認判決は無意味ではないと判示いたしました。これは高裁の判決です。そしてこれを、最高裁も是認したわけであります。宗教団体の主宰者である地位は、宗教団体の信仰の中心でありまして、宗派の教義を宣布する宗教上の地位であります。誰がなるかということとは、その宗教団体が自律的に信者の維持発展を考えて決すべき宗教上、広義における教義上の問題であり、法律の適用によって終局的に解決しうるような法律上の争訟にあたらないという見解であります。この見解はほんみち教の主宰者甘露台の地位確認

の訴訟におきまして、すでに大阪高裁が、昭和四十年に判決で採用しています（大阪高判昭和四〇年七月十二日高裁民集一八巻四号三六四頁）。また、代表役員としての地位並びにその他の権利義務、報酬請求権や建物の使用権などを含む意味で権利関係の確認を求める趣旨ならば、格別、法上の地位とは別に、前提条件としての住職の地位の確認を求めるといふのは、訴えの利益を欠くとして、却下された事件が銀閣寺事件（最高判昭和四四年七月一〇日民集二三巻八号一四二頁）であります。

本門寺事件（最高判昭和五五年四月一〇日、法時五二巻一一号判批谷口知平執筆）でも同じく住職の地位自体は、宗教上の地位であるから、それ自体の存否の確認はできないとしておりまして、結局、住職の地位自体は、集団における信仰と結びついた宗教上の地位であるから、その資格のあるなし、その任免が、信仰集団の教義の宣布とか、教化活動に効果的であるかというような宗派信仰の立場から判断する資格は、裁判所にはないということを明言したものと解せられるのであります。抽象的に申しますと、この判旨自体は、妥当というべきであるかと思えます。宗派の宗教上の中心である主宰者を誰にするのが妥当であるかどうか。寺院の住職がその宗派の僧位とか、学識などの一定の資格をもっている、そのお寺の格にふさわしい寺院の住職としての適任者であるかどうかというようなことの判断は、その宗派の教義を宣布し、宗教行事を円滑に行い、その宗派の教団としての運営を適切に行うために、従来よりの慣習的な規律に従ってなされるべきものであります。若干の例を考えてみますと、一つの寺院の俗人で読経もろくにできないような方が、人格高潔であって、檀家、信徒の信望があるというので、住職に推薦されたとしても、宗派がその派の規則によりまして、資格がないとして選任しない場合もある。住職が欠けた場合に、その寺院の排斥するような人物を選任したとか、檀信徒集団の寺院運営に望ましいとされてきた教団の古くからの慣習に反し、すなわち、慣習上の住職地位の承継者を檀信徒が排斥いたしましたして、法類その他の寺院から住職をむかえてきたというような場合もあります。

これが本門寺事件の紛争の本体らしいのですが、後に説明したいと思います。宗派の審事院、監正部、監正局などと呼ばれる宗派の司法機関の裁定によって、例えば一定の期間はAを、次はBを住職にするというようなことがきまりましたのに、それに従わないで、AやBが住職の地位の存否確認を求めたような場合、その集団の宗教上の自治規則により、適正な手続を履んで裁定がなされたならば、その判断に解決を委ねるべきでありまして、国の裁判所が民事訴訟の手続で、それを再検討することはできないであろうと思います。しかし、これは、被包括寺院が、包括寺院との包括関係を保っている場合のことであり、被包括寺院が檀信徒の総意によって推薦した住職を包括寺院が選任しないという場合に、宗教法上人上の手続をふんで、離脱つまり被包括関係の廃止をするということが自由である。包括宗教団体の規則のうちに、包括関係廃止について宗派管長の承諾を要するなどの定めがありまして、それは拘束力がなく、廃止の企てを理由とするその宗教法人の役員解任とか、不利益処分を為すことが禁じられております。これらの法規定は、信教自由の建前から、古来の宗教団体の慣習の規範を否定する国家の規範と解せられますので、有効に離脱手続をしますれば単立寺院となりますが、その離脱寺院の住職たる地位そのものの存否の判断はやはり宗教事項として、裁判所の判断に服しないことになるであろうと思います。住職たる地位そのものは、宗教上の地位でありまして、司法判断に服しないとしましても、認証を得ておる被包括寺院の宗教法人規則に住職たる地位にある者が当然に寺院の代表役員になることが定められて、一方、その包括宗教法人たる宗派の代表役員たる管長がその宗派の被包括寺院の住職を代表役員に任命する旨の宗教法人規則があります場合に、宗派の管長が任免権限をもつようにみえます。その任免の可否を争うには、その宗派の代表役員たる管長を相手方とすべきようにもみえます。この種の訴訟でこれまでしばしば宗派を相手方として、訴えが提起されているゆえんであります。この判決の理論によりまして、A宗派のその被包括寺院の代表役員の地位の存否についての判決を得ても、その当事者となっておらないB被

包括寺院には、規範力が及ばないから、その被包括寺院の責任役員を相手方として、代表役員たる地位の確認を請求し、その確認を得て、その被包括法人の代表役員たることが対世的に認められることになる。この理論が銀閣寺事件以来、種徳寺事件及び本門寺事件に至るまで踏襲されているわけでございます。しかし、被包括寺院の代表役員たる地位の確認を得ましても、宗派から罷免されて、住職の地位を失ってしまえば、その確認判決は無意味になりはせぬかという疑問があります。これに対して種徳寺事件の判決では、住職の任免の宗教上の当、不当にかかわらず、代表役員と認める判決により、被包括法人の代表役員と認めぬわけにはいかないから、無意味ではないとしているわけがあります。これに対しまして、上告理由は、寺院の宗教活動を支えることが、住職の主たる職責であるが、そのためのお寺の所有の財産の維持、運営をする世俗的職責もあるので、この財産的行為も宗教団体の自主的に定めた規定や規則に従って適正に行なわれるかどうかの判断で、任免の当否が判断されるのであるから、住職の地位も純粹に宗教上の地位ではなく、財産に関する法律上の地位でもあると上告理由は主張しています。この判決は、宗教活動の主事たる地位の他に、独自の財産活動を成しうる権限のあることを主張、立証しないから結局単に宗教上の地位の存否確認を求めるにすぎないと判示しているのであります。住職が当然に代表役員になるという寺院規則があります場合に、住職任免の当否はすなわち代表役員任免の当否であって、代表役員としての財産や契約上の行為等の当否の判断と住職としての当否判断とは実際上はわかちがたく結合し、関連しているようにも思われますけれども、住職の地位そのものは、宗教上の地位で、司法判断の対象となりえないことを明言するのであります。ただ宗教活動の主宰以外に独自に財産的活動をする権限がある旨の主張、立証があれば住職たる地位の確認も認められるように読めるのであります。住職たる地位に当然に財産的活動をなす権限がある代表役員たる地位が伴うといたしますと、このことを主張、立証すれば、住職たる地位の確認請求も認められるということになるのでありましょうか。この論理が私には

わかりにくいのであります。

それから、第二の判旨といたしまして、住職の地位自体の存否確認を求めることができることを前提として、代表役員となり、代表役員たる地位に基づく具体的な権利、又は法律関係をめぐる紛争については、その当否の判断は裁判所の裁判権に服するから、判断の内容が教義の解釈にわたる場合は格別、住職たる地位の存否、任免の適否についても、裁判所が審判権を有することであり得ます。種徳寺事件におきましては、住職は、曹洞宗派より不当に罷免された結果、種徳寺の代表役員たる地位を失い、寺院の建物や動産の占有権限を失われられたというので、それらの権利回復を求めているのでありますが、このような所有権に基づく物件引き渡し訴訟に對しては裁判権があつて、この裁判の判断をなす前提として、住職の地位の存否の判断も、裁判所ができるというのであります。これには、教義の解釈に渡らぬ限りという制限がありますが、住職が宗派の宗憲、宗制などの規則と、その宗派に所属する被包括寺院のそれに対応する寺院規則に従つて、適切に選任されたか、罷免されたか、を判断することは、一応形式的に、その宗派や寺院の宗制、宗規すなわちその集団における自治的規則や慣習に従つて任免せられたかどうかを審理すれば、できることであり、これは、むしろ裁判所が行う責務があるとするものであります。この考え方は、この判決に続いて、本門寺事件においても判示されております。本門寺は単立寺院であつて住職選任方法について規程もなく、未だ慣習もないというので、檀信徒有志が、檀信徒總會を招集し、信徒総数の $\frac{2}{3}$ 以上出席して、檀信徒末寺の大方の意向に従つて住職を選任した場合でありますが、その住職の地位に関する紛争につきましても、その選任権や手続の問題が主であつて、誰が住職にふさわしいかの問題とは違うから、選任の慣習、伝統、条理などに従つて、裁判所が認定し、判断ができる。もし、司法の介入をゆるさないとすれば、代表権や財産関係などの法的な面について、裁判所の公的判断ができない場合をみとめることになることとしまして、これは裁判所に介入を

みとめることになって違憲であるという上告をしりぞけております。何が、選任方法の条理であるかを、裁判所が認定することになって、信仰や教義の対立に裁判所が介入することになる。宗教論争に引きこまれる恐れがあるという批判もありましょうけれども、世間的、一般的に信徒の多数の意志を一応民主的な手続をふんで決定したのであれば、おおらかに考えて、細かい手続の瑕疵などで争いをくりかえさずに、宗団に平和な秩序を早く回復させるということが、宗教界の紛争解決の趣旨にそののだという考えによるものであるうかと思えます。しかし、裁判所の判決が本當に門信徒や利害関係人の心からの平和な秩序をもたらすかどうかは問題でありまして、本門寺事件は、日蓮宗の単立寺院になった本門寺の後任住職をめぐる紛争ですが、種徳寺事件では曹洞宗派の宗制と被包括寺院たる種徳寺の寺院規則で認証をうけている規則、換言すれば、単純な宗団の慣習ではなく、明確にされている宗団の自治規則によって、その手続をふんで、宗派より罷免されたかどうかというのを審理することができるので、この規則によると、罷免すべきものと認定された限りは、種徳寺という法人の規則により、住職たる地位、従って代表役員たる地位を失い、建物や動産の占有権限を失うものと判断することは、裁判所の成すべきことであるという意味であろうと思えます。

曹洞宗では、宗派の任免規定十一条によりまして、そのお寺の維持、発展、健全な宗教活動を保つために、住職の生活態度、檀信徒よりの不信任、対立の実状などにかんがみて、その住職の罷免を妥当とするという判断によりまして、罷免されたのでありますから、この宗団の自治的判断を尊重して、これを是認する判決を肯定するものということができるのであります。審事院による宗派の罷免を妥当とするという判断は、その寺におけるその住職の罷免が住職の庫裡居住権や動産類の占有、支配の権利、生活の資たる布施の収入などを失わせることになって、その住職に対する過酷な制裁となること、適当な後任住職を得て、檀信徒の円満な教化、寺院護持ができるかどうかの予想など、いろいろの事情を考慮して、教化宣布、宗団の維持、発展のために妥当として決断されることでありまして、こ

の宗教上のたて前からする判断の当否を裁判所が判断することはできないという意味であろうと思います。仮に、寺院の住職を世襲にし、住職を当然代表役員とする宗派において、住職の宗教義務の怠慢、代表権乱用による不当な財産処分などがあって、檀信徒と衝突した場合には、宗団が寺院運営の正常化を期するために、その住職を穩居させたり、世代を変わらせたり、あるいは、代務者を置くなどして紛争を解決するに委せるべきで、裁判所としては判決をもってこれらの処置を命ずることはできないであろうと思います。裁判所としては、宗派と被包括寺院との規則に違反して為した住職の財産的行為の効力の判断とか、あるいは詐欺による財産行為が取り消された場合の効力の判断などができるにすぎないのではあるうと思います。このように宗団の宗教上の紛争解決を自治にゆだねるとか、その宗団の自治的規律を尊重する裁判の方針はすでにその宗団の慣習やその明文化されたいろいろの規程が存在する宗団においては、その維持、保全に役だつことにならうと思います。けれど、もろもろの宗団における紛争は、その檀信徒間において、その自らの定めた規程の不備を自覚させ、その補充や改正への努力、すなわち宗憲や宗制、宗規の改正への努力をうながす契機となるであります。そして、例えば、信任できぬ住職のもとで法要などを営むことを欲しないような檀信徒はその寺より離脱する自由があるし、宗派の判断による住職任免の処分に対する反対の檀信徒や門信徒に支持される住職は、その宗派から寺院離脱の自由があるということになるのであります。住職の地位は、宗教上の地位ではありませんが、当然に代表役員となる場合には寺院の財産の管理、運営に関する権限を伴いますから、宗派による被包括寺院住職の任免は、宗教上檀信徒の帰依信望の厚さとともに、財産的経営の能力をも考慮し、その寺院の維持、発展に好ましいかどうかを判断してなされるであろうと思います。それらの配慮の当否は裁判所の判断しうるところではありません。その宗団の宗教上の立場からする自治的な判断にゆだねて、裁判所としては、その宗団の客観的に存在する慣習や規則を形式的に適用して、代表役員としての地位が適法に付与され、あるいは剝奪

されたかを審理し、判決する権限しか有しないし、又、この判断は行う義務があるとするものであると思います。この判決は、前提として住職たる地位の存否を判断する必要があるれば、右のような立場で審判権を有するといいたし、その判断内容が宗教上の教義の解釈に渡る場合は、これもできないと判示しております。キリスト教の場合につきまして、カトリック主任司祭がプロテスタントの考えに基づく小冊子を規則に反して無検閲で頒布したというので、カトリック教会法によりまして、一定の手続を経て解任されましたのを争った事件があります。仮にプロテスタントの考えに基づくものでないと争いましたとすれば、その当否判断は教義の解釈問題となるのかと思います。これがカトリック教義からみて、異端で破門の罰にあたるかどうかは、その教団の内部の判断機関にゆだね、その結論の当否を判断することはできないことになりました。内部に自治的な判断機関がない場合には、裁判所がこれを判断し、決定することはできないので、これは教団の内部における解釈の対立として、その解釈を主張するもののいずれかの離脱となる、結局分裂ということになると思います。それに伴う財産支配権をめぐる紛争は、組合分裂の場合と同様で、きわめて困難でありますけれど、裁判所としましては、一般的国民の生活秩序、良俗維持のための必要最小限度の判断にとどめて、例えば暴力や詐欺・強迫というものを否定するということにとどめて、その他は、教団の自治的解決にまっすべきものという趣旨を、この判決はふくんでいるものであろうと推測しております。尚、本件におきましては、罷免の原因を与えた檀徒総代や、関係深いお寺の住職、葬式を権限に基づかないで代行した方などに対して、原告たる罷免された住職は、不法行為による損害の賠償を請求しておられますが、判決は檀徒の総意にそうものであって、公序良俗に反しないといっております。社会的に許される範囲内のもので認められるから、檀徒総代などの行為は不法行為にならないと判断しておりますが、これは、宗派教団の先例の慣習に従って、葬式などが行なわれ、通常の檀徒のとるべき態度により、代行を委任したり、罷免の嘆願書類提出等が行なわれたので、違法性がないと判断し

たわけでありませぬ。総代や関係の寺院が、檀徒多数の意志に反するような、また慣習にそむくような方法で、代行者を選定したり、そうでなくても、宗派の立場でみた場合に、その資格を欠くようなものであった場合は、たとえ罷免が有効だと認められても、不法行為に基づく損害賠償を認められるものであろうか、民事裁判所は、この種の請求について管轄権なしとして、その宗派の内部の審判で仲裁し、解決しうるものとすべきかここにも問題があるように思っています。宗派内部の審判で解決する方が、宗教への国家介入をさけるという意味では、望ましいのではないかと考えております。本門寺事件におきましては、だいたい同じようなことなのですが、ここで一番興味をもちますのは、寺院規則に住職選任の方法の規程もまた確立された慣習もない。だからといって、その寺院の本質及び固有の特殊性に照らして、条理に適合した手続方法で選任された住職を住職と認めても、寺院の自治に対する不当な介入、審判とならないという判断を最高裁はしておられる。この紛争のおこりは宗派から離脱して単立寺院になっているところの寺院の住職が亡くなり、将来住職となる人を指定しておりましたので、その指定された方が、住職の登記をしておりますが、檀徒から選任された住職が自分が住職だという地位の確認を求めて、先住職の指名により就任した住職の地位を争ったわけです。ここでは、先任の住職は、寺院が離脱する前の宗派の慣習によると、管長にかわる地位にあるのだから、任免する権限が与えられているのであると主張したのですが、最高裁判所は、この本門寺は単立寺院となつて日が浅く、後任住職選任の規則が明らかでなく、慣習も成立しておらぬから、条理に従って檀信徒や関係寺院の多数の選ぶ住職が住職たるべきだという考えを認めたのであります。檀信徒や関係寺院の多数決原理による民主的慣習による住職選任を承認したことになるわけです。この判決は、最高裁の民事判例集にはのらないようであります。あまり意味がないということかもしれませんが、私としては非常に意味のある判決だと思えます。そして、教義の解釈に渡らないということがあります。教義の解釈といつても、教義には広い意味と狭い意味とがありまして、その教

義がまちがっているかどうかを各宗団において判定する最高の機関があるようです。ここにはその宗団における最高の知識をもたれた聖職の方が集っておられる。西本願寺では、勸学寮というのがあり、これが教義に関する最高判断機関とされております。これを裁判所できめるといふわけにはいかないと思います。近頃の公害訴訟、あるいは医療過誤の訴訟におきましては、裁判官は科学や医学上の鑑定に基づいて詳細な科学的判断を判決理由に述べておられますが、何れの学者の鑑定を採用するかは自由でありまして、一定の鑑定をにわかに措信しがたいといって斥けたりしておられますが、宗教上の教義紛争については、そういう鑑定を求めて異端であるか否かを判断できないことはないといえるかもしれませんが、信仰の自由の原理を重んずると、信念の当否を裁判所が判断するというのは、どうかと思えます。ところが、教義でも、狭い意味で解するとそうですが、広く解しますと、住職が、宗団あるいは寺院にとつては望ましい有徳の学識や資格があり、寺院の格式に応じた研究、修業をした方であるかどうかというようなことも、含まれはしないでしょうか。

種徳寺事件の判決では、判断内容が宗教上の教義の解釈にわたる場合には、格別、そうでない限りは、その地位の存否、選任ないし罷免の適否について、裁判所が審判権を有するという判示がありますが、「教義の解釈」を極めて狭く解するか、広く解するかで違ってくると思います。また本門寺事件では要するに形式的には選任規程がない、それから慣習もない。これは単立になりましてから余り時間を経っていないために、形式的に言いますと慣習もないわけです。このようなところで選任するのについては、条理によるのだといわれる。条理によるというのは、その寺院の教義を信仰する僧侶の中から、そのお寺に縁故の深い末寺の意向を反映させた信徒多数の総意による選任方法をもつて、宗派の古来の慣習による血脉相承の教義的住職選任方法よりも選ぶべきものとされたのでありまして、これが結局は、円満な寺院、門信徒の生活の安心に役に立つのであらうと思われ、本門寺事件では、この決議の手續きなどが

甚だ粗暴であつたけれども、「決議の瑕疵という程のものでなく、条理によるものとして一応の順序と手続をふんで
 いるから会社などと同等に論じえない」といっておりますが、これは細かい瑕疵を理由に、法律上長期の間争わせる
 よりも、民主的条理による任職選任で檀信徒の円満な協和が早く実現することが宗教紛争解決にとつて望ましいとす
 るものと解し、今日このような判決は妥当な考え方であらうかと思ひ、敬意を表したいと思ふ次第でございます。た
 いへん長くなりました、ご静聴ありがとうございました。

(録音勝取書に可なり手を加えたが甚だ拙い、分りにくい報告となつたことをお断りし、私の判例評釈「住職・代表役員の地位確認と裁判
 所の審判権」民商法雑誌八三卷二号・「条理による任職選任と代表役員の地位」法律時報五二卷一一号・「沖繩門中の権利能力なき社団性」
 民商法雑誌八三卷四号(以上何れも宗教法研究第二輯所収)・「総有権確認の請求と代表者一人の権限の有無」民商法雑誌八三卷 五号